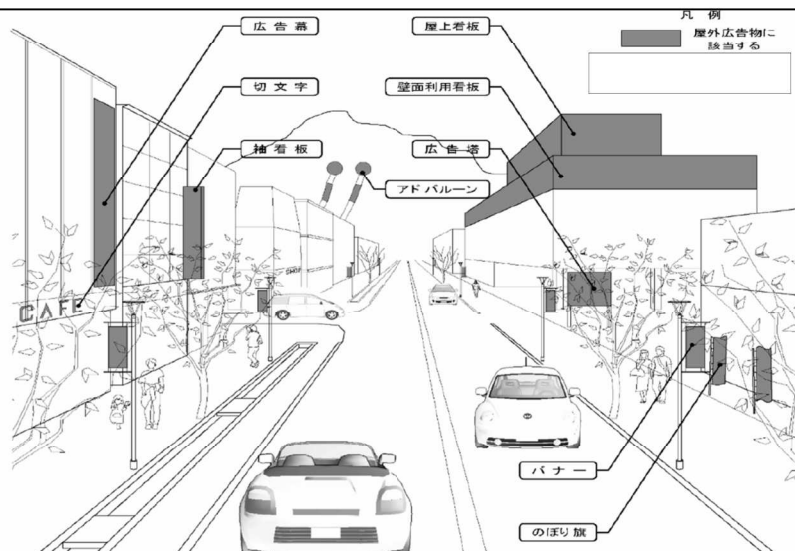


長野県屋外広告物規制地域の概要について

屋外広告物の定義

4つの要件すべてを満たすもの

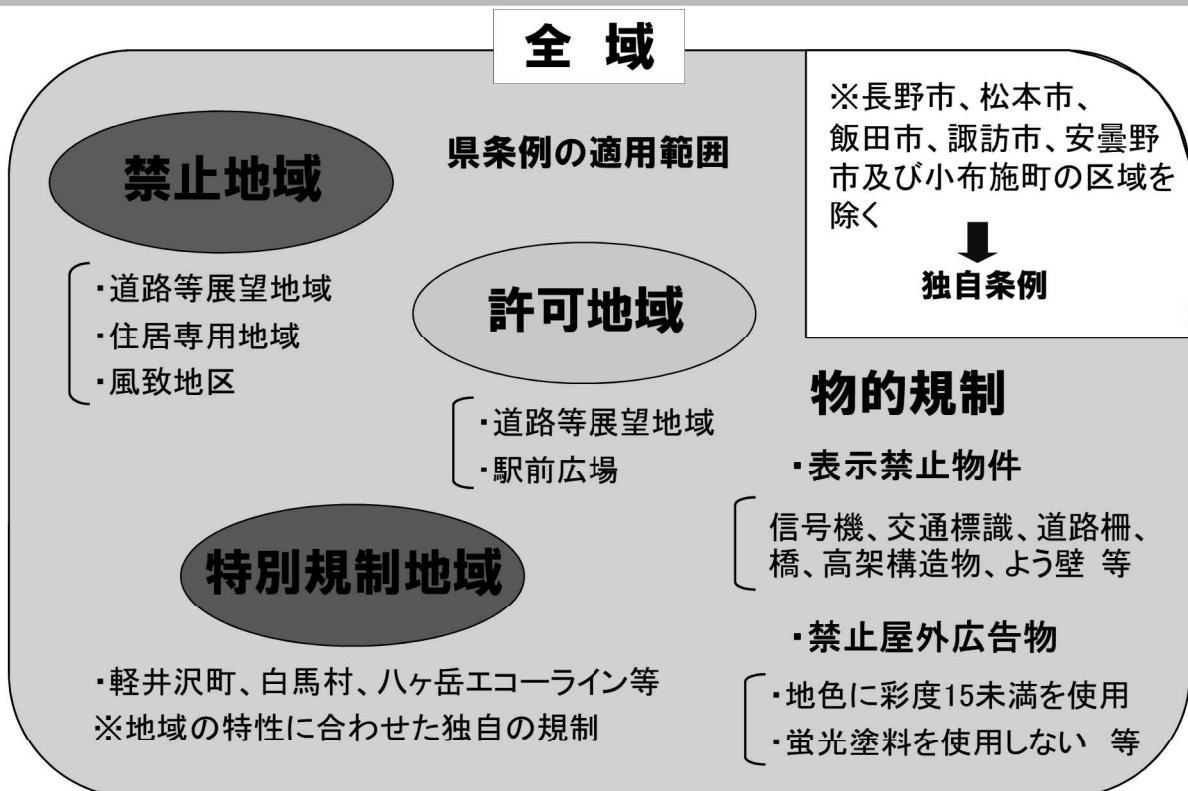
- ①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ②屋外で表示されるものであること
- ③公衆に表示されるものであること
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類する物であること



屋外広告物規制の概要

- 1 趣旨 良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制
- 2 経緯 昭和24年 屋外広告物法制定
↓
昭和37年 長野県屋外広告物条例施行
- 3 最近の主な条例改正事項
 - (1) 景観行政団体等である市町村への事務の権限移譲
 - ・市町村における屋外広告物条例の制定
 - ・策定済:長野市(中核市H11.4.1)、小布施町(H18.4.1)、飯田市(H20.1.1)、松本市(H21.2.1)、諏訪市(H22.4.1)、安曇野市(H24.10.1)
 - (2) 屋外広告業登録制度の創設(改正条例H18.4.1施行)
平成26年10月15日現在 登録件数:514件

屋外広告物条例による規制について



禁止地域

原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

- ① 都市計画法に定められた
 - ・住居専用地域
(第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層)
 - ・風致地区の一部地域
- ② 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一部地域
(高速道路、新幹線、主要幹線道路沿道など)

◆適用除外(表示・設置できるもの)

- ・法令の規定により表示・設置が義務付けられたもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・国又は地方公共団体が掲出する公益上必要なもの
- ・表示面積の合計10㎡以下の自己用広告物
など

許可地域

屋外広告物の表示・設置に市町村長の許可を受けなければならない地域

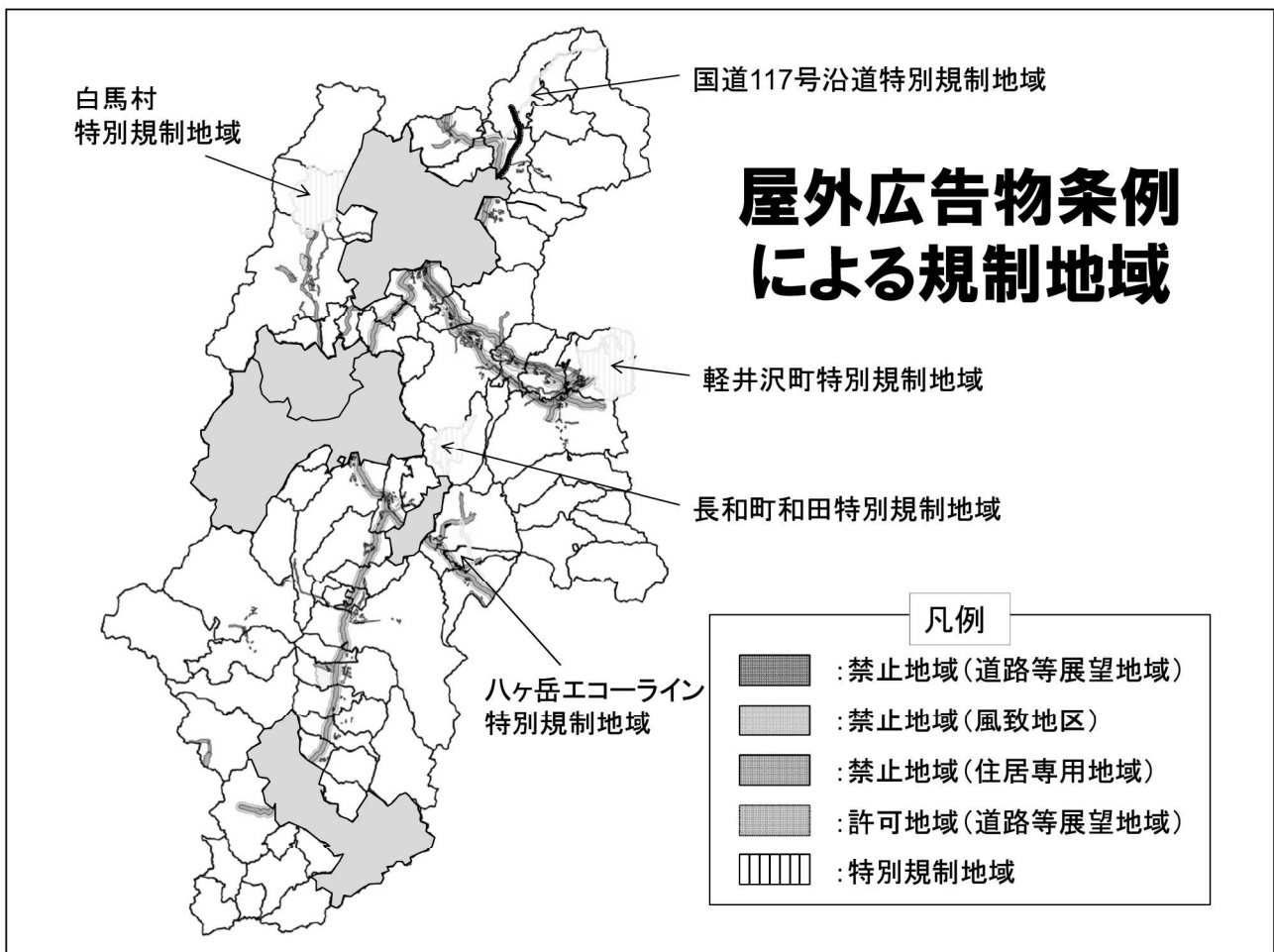
- ① 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一部地域
(高速道路、新幹線、主要幹線道路沿道など)
- ② 鉄道の駅前広場で、一部地域

◆適用除外(許可を受けずに表示・設置できるもの)

- ・法令の規定により表示・設置が義務付けられたもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・国又は地方公共団体が掲出する公益上必要なもの
- ・表示面積の合計15㎡以下の自己用広告物
など

地域指定の現況について

禁止地域	許可地域	特別規制地域
○住居専用地域 : 30市町村 (長野市、松本市、 飯田市、諏訪市、 安曇野市、軽井沢町、 小布施町を除く) 5,759.4ha ○風致地区: 8地区 1,643ha ○道路等接続地域 ・高速道: 4路線 249.5km ・一般道: 74路線 345.8km ・鉄 道: 3路線 86.6km	○道路等接続地域 ・高速道: 4路線 249.5km ・一般道: 17路線 66.8km ・鉄 道: 3路線 113.4km ○良好な景観形成を 図る地域等 ・駅前広場(13ヶ所) 5.5ha	○軽井沢町 上信越高原国立公園の特別地域を 除く地域 12,866ha ○国道117号沿道 豊田飯山インターチェンジから新潟 県との境界まで 37.1km ○長和町和田 八ヶ岳中信高原国定公園の区域を除 く地域 5,941ha ○白馬村 中部山岳国立公園の区域を除く地域 11,900ha ○八ヶ岳エコーライン 広域営農団地農道(八ヶ岳エコーラ イン)沿道両側300m 16.4km



屋外広告物規制地域の変更について

1 変更の理由

屋外広告物法第 28 条の規定により、県の屋外広告物条例に定めることにより、景観行政団体が独自の屋外広告物条例を定めることができるとされており、本県では、中核市である長野市の他、松本市、飯田市、諏訪市、安曇野市及び小布施町が独自の屋外広告物条例を施行している。

平成 27 年 4 月に駒ヶ根市（景観行政団体）が独自の屋外広告物条例の施行を予定していることから、県屋外広告物規制地域の変更（当該市の区域に係る地域の除外）を行う。

2 変更予定日

平成 27 年 4 月 1 日

（参考）

○屋外広告物法

（景観行政団体である市町村の特例等）

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項 に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

○長野県屋外広告物条例

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

第 23 条の 2 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、松本市、飯田市、諏訪市、安曇野市及び小布施町が処理することとする。

2 松本市、飯田市、諏訪市、安曇野市及び小布施町の区域については、第 2 章及び第 2 章の 2 の規定は、適用しない。

駒ヶ根市屋外広告物条例の概要

駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例(平成27年4月1日施行予定)

屋外広告物について必要な規制を行う

法に基づく「屋外広告物」(法第2条)

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの。看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



特定屋内広告物の規格等について必要な制限を行う

駒ヶ根市オリジナル規定「特定屋内広告物」

建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

屋外広告物規制地域

「禁止地域」及び「許可地域」は現行(県条例)と同区域の予定

